

平成31年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：政治学

以下の問いに答えなさい。

問題1．選挙やレファレンダムの投票率の高低を規定し、あるいはそれに大きな影響を与えると考えられる要因を、制度的なものと非制度的なものとを問わず、可能なかぎり網羅的かつ多角的・多面的に論じなさい。

(50点)

問題2．指定管理制度導入等地方自治体の民間化政策の拡大により生じている課題を整理し、地方自治体の民間化の取り組みに対して地方議会が果たすべき役割について多面的に論じなさい。

(50点)

平成31年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：行政法

第1問 「宝塚市パチンコ店等、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」（昭和58年宝塚市条例第19号。以下「本件条例」という。）8条に基づく建設工事中止命令違反を理由とするパチンコ店建築工事続行禁止の訴えの適法性が争われた以下の最高裁判決（最三判平成14年7月9日民集56巻6号1134頁）について、「行政上の義務履行確保」という言葉を用いて、論評しなさい。なお、本件条例の法令適合性については、論じる必要がない。（50点）

「国又は地方公共団体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるというべきであるが、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されるものと解される。そして、行政代執行法は、行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、同法の定めるところによるものと規定して（1条）、同法が行政上の義務の履行に関する一般法であることを明らかにした上で、その具体的な方法としては、同法2条の規定による代執行のみを認めている。また、行政事件訴訟法その他の法律にも、一般に国又は地方公共団体が国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを認める特別の規定は存在しない。したがって、国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法というべきである。」

【参照条文（本件条例）】

第三条 「市内において、パチンコ店等、ゲームセンター又は旅館等（以下「指導対象施設」という。）の建築等をしようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。」

第四条 「市長は、前条の規定により建築等の同意を求められた施設がパチンコ店等、ゲームセンター又はラブホテルに該当し、かつ、その位置が都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域であるとき、又は同法第八条第一項第一号に規定する商業地域以外の用途地域であるときは、同意しないものとする。」

第八条 「市長は、第三条の規定に違反して指導対象施設の建築等をしようとする者又は第六条に規定する市長の指導に従わない者に対し、建築等の中止、原状回復その他必要な措置を講じるよう命じることができる。」

平成31年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：行政法

第2問 A市は、建築基準法（以下「法」という。）68条の2に基づいて、区域内において高さ20メートルを超える建物の建築を禁止する旨の条例（以下「本件条例」という。）を制定したところ、不動産建設会社Bは、その施行前、この高さ制限を越える建物の建築を計画し、建築確認を得て根切り工事（建物の基礎とするため地盤を掘削すること）に着手していたため、特定行政庁Yは、法3条2項にいう「現に建築の工事中の建築物」を認め、法9条1項に基づく是正措置命令の権限を行使しなかった。このとき、付近住民Xのとりうる裁判外および裁判上の救済方法について、論じなさい。なお、本件条例の法令適合性については、論じる必要がない。（50点）

【参照条文（建築基準法）】

第一条 「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。」

第三条第二項 「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際に……建築……の工事中の建築物……がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物……に対しては、当該規定は、適用しない。」

第九条第一項 「特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。」

第六十八条の二第一項 「市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。」